

災害時における要援護高齢者等の受入れに関する協定

相模原市（以下「甲」という。）と市内で高齢者福祉施設を運営する社会福祉法人が加入する相模原市高齢者福祉施設協議会（以下「乙」という。）は、災害時における高齢者福祉施設の対応等について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、相模原市内に地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、避難所での生活の継続が困難で、何らかの特別な配慮を必要とする高齢者及びその介護者等（以下「要援護高齢者等」という。）の高齢者福祉施設への受け入れについて、甲乙間の円滑な連携及び対応が図られるよう必要な事項を定めるものとする。

（対応責任者）

第2条 甲及び乙に加入する社会福祉法人（以下「丙」という。）は、災害時における対応が円滑に行われるよう、それぞれ責任者を定めるものとする。

（災害時に備えた体制整備）

第3条 甲及び丙は、災害時における連絡体制、対応窓口及び連絡方法について定めるとともに、前条の責任者と併せて、毎年4月1日及び変更の都度、相互に書面で通知するものとする。

2 甲及び丙は、災害時における必要な物資をあらかじめ防災用物資として備蓄に努めるものとする。

（被害状況等の連絡）

第4条 丙は、災害時において、施設の被害状況、周辺地域の状況、受入れ可能人数等、あらかじめ甲乙が協議して定める事項についてとりまとめるうえ、定期的に甲に連絡するものとする。

（受入れ要請及び受諾）

第5条 甲は、災害時において、丙に対し、要援護高齢者等の受入れの要請ができるものとする。

2 丙は、甲からの要請をできる限り受諾するよう努めるものとする。

（受入れ要請の手続）

第6条 甲は、前条第1項の規定により、丙に要援護高齢者等の受入れを要請する場合は、あらかじめ電話等の情報手段により、丙の受入れ可能人数を確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(1) 受入れを要請する高齢者（以下「受入れ高齢者」という。）の氏名、住所、心身の状況、連絡先等

(2) 受入れ高齢者の身元引受人の氏名、連絡先等

（受入れ期間）

第7条 受入れ高齢者を受け入れる期間は、30日程度を目安とするが、必要最小限度の期間とする。

（費用負担）

第8条 受入れに伴う甲の費用負担については、次のとおりとする。

(1) 介護保険法の規定による短期入所生活介護により受け入れた者に係る経費のうち、利用者負担分については、甲が丙に支払うものとする。

(2) 前項以外で受け入れた者に係る経費は、「相模原市高齢者緊急一時入所事業」の介護保険非該当者の入所に係る規定により算定し、甲が丙に支払うものとする。

(3) 食費等その他の経費については、別途甲丙協議のうえ決定する。

（人的及び物的支援）

第9条 甲は、受入れ要請を受諾した施設からの要請により、人的及び物的支援を行うものとする。

（被災状況等記録）

第10条 丙は、災害時において可能な限り写真等を用いて、被災状況等を記録するものとする。

（訓練）

第11条 甲及び丙は、必要に応じ、合同で災害時における対応についての訓練を行うものとする。

（意見交換会等）

第12条 甲及び乙は、必要に応じ、本協定の実施について必要な意見交換会等を開催し、必要があれば見直しを行うものとする。

（疑義）

第13条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、別に甲乙協議して定めるものとする。

（協定の期間）

第14条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から書面による意思表示がない限り継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

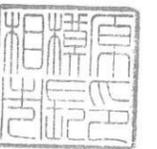
平成21年12月1日

甲 相模原市中央2丁目11番15号

相模原市

代表 相模原市長

加山俊夫



乙 相模原市清新7丁目4番1号

相模原市高齢者福祉施設協議会

会長

岩崎 泉

